

# 食品表示ウォッチャーになりませんか？

熊本県では、販売店での適正な食品表示を確保するため、消費者の方々にボランティアで「熊本県食品表示ウォッチャー」として活動いただいております。

## 〈食品表示ウォッチャーの役割〉

- ・ 普段の買い物で、食品の表示（原産地・賞味期限・保存方法など）に漏れを見つけた場合に県への連絡をお願いしております。
- ・ 食品表示について学ぶ講習会を開催しますので、受講された方はどなたでもウォッチャーになることができます。

## 1 申込要件（以下の3つを満たす方）

- ア 満18歳以上の方
- イ 熊本県内に居住し、日常生活の中で食品の買い物を行っている方
- ウ 原則として、熊本県が行う食品表示制度に関する講習会に参加可能な方

## 2 講習会（ご都合のよい日にいずれか1回受講ください）

- |   |     |        |             |    |       |
|---|-----|--------|-------------|----|-------|
| ① | 6月  | 5日（火）  | 13：30～15：00 | 会場 | 熊本県庁内 |
| ② | 9月  | 18日（火） | 13：30～15：00 | 会場 | 熊本県庁内 |
| ③ | 12月 | 11日（火） | 13：30～15：00 | 会場 | 熊本県庁内 |
| ④ | 3月  | 12日（火） | 13：30～15：00 | 会場 | 熊本県庁内 |

## 3 ウォッチャーの登録

申込みされた方を「熊本県食品表示ウォッチャー」として登録し、登録証を交付します。登録期間は2年間で、期間満了時に希望される場合は更新することができます。

## 4 申込先

熊本県くらしの安全推進課  
食の安全・食品表示対策班 担当：米澤

電話：096-333-2290  
FAX：096-382-7403  
E-MAIL：[anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp)  
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1



\*裏面の申込書に御記入のうえ、御提出ください。

## 熊本県食品表示ウォッチャー登録申込書

下記の事項に同意し、熊本県食品表示ウォッチャーの登録を申し込みます。

### 記

- 1 公正中立に活動を行います。
- 2 熊本県食品表示ウォッチャー設置要項（以下「要項」という。）の定めるところにより活動します。
- 3 要項等で定める以外の活動を行う場合に、熊本県食品表示ウォッチャーを名乗ることはしません。
- 4 自己責任の原則に基づき、良識ある社会人として熊本県食品表示ウォッチャーの活動を行います。

平成 年 月 日

(ふりがな) 氏 名	( )  ( 男 ・ 女 )
生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日生 ( 満 歳 )
職 業	
連 絡 先	(住所) 〒 _____  (電話番号) _____ (携帯番号) _____ (FAX番号) _____ (メールアドレス) _____
希 望 受講日	<p style="color: red; font-weight: bold;">* ○を一つ付けてください。</p> <p style="text-align: center;">6 月 5 日 (火)                      9 月 1 8 日 (火)</p> <p style="text-align: center;">1 2 月 1 1 日 (火)                      3 月 1 2 日 (火)</p>